

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2025年8月14日	
【会社名】	株式会社SANKO MARKETING FOODS	
【英訳名】	SANKO MARKETING FOODS CO.,LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長澤 成博	
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目10番14号	
【電話番号】	03-3537-9711	
【事務連絡者氏名】	専務取締役 富川 健太郎	
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区高田馬場一丁目28番10号	
【電話番号】	03-6861-9630	
【事務連絡者氏名】	専務取締役 富川 健太郎	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	160,704,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,860,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 上記普通株式(以下、「本新株」といいます。)は、2025年8月14日開催の当社取締役会決議にて発行(以下、本新株の発行を「本第三者割当増資」といいます。)を決議しております。

2. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,860,000株	160,704,000	80,352,000
一般募集			
計(総発行株式)	1,860,000株	160,704,000	80,352,000

(注) 1. 本新株の募集は第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は80,352,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
86.4	43.2	100株	2025年9月8日(月)		2025年9月8日(月)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込み及び払込みの方法は、当社と割当予定先との間で、株式総数引受契約(以下、「総数引受契約」といいます。)を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、
4. 払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、割当予定先に対する第三者割当による新株発行は行われないこととなります。
5. 資本組入額は、小数第三位を四捨五入して算出しております。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社SANKO MARKETING FOODS 財務経理部	東京都新宿区高田馬場一丁目28番10号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 渋谷支店	東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
160,704,000	10,000,000	150,704,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、信用調査の外部委託費用、登録免許税その他登記関連費用となります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取金差引額150,704,000円の具体的な使途については、以下のとおり予定しています。

具体的な使途	金額	支出予定時期
運転資金	150百万円	2025年9月～2026年2月
合計	150百万円	

(注) 1. 今回調達した資金については、実際に支出するまでは、当社金融機関普通預金口座にて管理いたします。

2. 資金使途における投資金額と差引手取概算額との差額分については、自己資金を充当する予定です。

当社は、上記表中に記載のとおり本新株の発行によって調達する資金を充当することを予定しておりますが、資金使途についての詳細は以下のとおりです。

・本第三者割当増資に至る経緯

1. 当社の外食産業から水産事業の6次産業化モデルの構築へ

当社は、1975年の創業以来、これまで従来にない外食価値を提供する飲食店ブランドを開発・展開してまいりましたが、居酒屋市場全体の縮小、生産年齢人口の減少による人手不足、少子高齢化に伴う労働人口の減少など、外食産業を取り巻く環境変化に対応すべく、事業再構築を進めており、2020年頃より、当社グループの収益力改善を目指した事業取り組みとして、水産事業の6次産業化モデルの構築を進め、外食事業をこの一環として取り込むことを進めております。

水産事業の6次産業化モデルの構築

当社グループは、「とる うる つくる 全部、SANKO」をスローガンに、当社グループ独自の事業ポートフォリオの構築を目的として、既存事業とのシナジーを追求した水産事業の6次産業化モデルの構築に取り組んでおります。

当社グループが2020年に静岡県沼津市を起点にスタートした水産プロジェクトは、沼津・下田で水揚げされた近海物の鮮魚や加工品等を当社飲食直営店舗で提供するだけでなく、法人営業による販路開拓を行うことによって、当社グループの事業成長の推進力となりました。また、当社グループは、水産サプライチェーンを構築することを目的として、2021年11月に水産仲卸の株式会社SANKO海商(静岡県浜松市)、2022年7月に豊洲市場で7社しかない水産物卸売会社(大卸)である総合食品株式会社(東京都江東区)を子会社化いたしました。当社グループの船団や産地とのつながりによる水産物の調達力を活かすため、国内・海外へ対応したHACCP認証や最新設備の導入など加工工場へ投資を行うことで、商品開発・販売体制を整備し、次のとおり、水産6次産業化の構築を進めております。

生産体制(第1次産業)につきましては、2024年には提携する漁業者からの鮮魚を漁獲・魚種、相場に関わらず一定の価額で全量買取りする「SANKO船団」の取り組みを開始いたしました。2024年3月末日時点で自社船を含めて計5隻を形成し、下田沖の地金目鯛を目玉商品として自社店舗及び新規開拓の取引先等へ販売を行ってまいりました。この取り組みは当初目標の成果をあげる一方、釣果が天候の影響を大きく受けるなど安全操業と安定釣果の運行管理を実施するため、2025年6月末日時点で自社船を含めて計4隻及び定置網漁船との連携など船団形成のブラッシュアップ施策を実施してまいりました。

加工体制(第2次産業)につきましては、従来から導入する瞬間凍結機による高鮮度・高品質な生産に加え、2024年9月から優秀な海外人材を自社工場に配置するなど加工能力を増強し24時間生産体制の準備を進めております。また、2024年7月に千葉県地方卸売市場の仲卸である株式会社津田食品(千葉県千葉市)と資本業務提携契約を締結いたしました。この資本業務提携により、当社グループの沼津・下田・浜松・豊洲の水産商品を中心とした既存の調達リソース及び各所飲食店・小売店の販路に、同社が持つ千葉エリア他の販路・物流機能が加わり、水産資源の付加価値を高める加工・流通部の強化が進みました。

販売体制(第3次産業)につきましては、豊洲市場に加えて2023年末頃より取り組み始めた東京都中央卸売市場大田市場(東京都大田区)の仲卸し業者と連携した物流・販売体制の構築が2024年中に着実に進んでおります。また、水産物の最終消費者との接点として、2023年4月に鮮魚小売店「漁港産直 積極魚食『サカナタバタイ』」(千葉県市川市 MEGAドン・キホーテ本八幡店内)、2024年2月に「炙り屋 せん」(東京都江東区、豊洲市場隣接「豊洲千客万来」内)の運営を開始しております。2024年8月には水産6次産業化店舗の具現化業態としてまぐろ焼肉・まぐろ専門店「マグロ*リスペクト」を出店いたしました。当店舗は、「まぐろの海商(SANKO海商)の目利き」、「産地との結びつきのある総合食品」、「SMF沼津加工場での加工」といった、漁獲～加工～流通～販売までを自社で行うグループシナジーを最大限活用した「マグロ専門店」であり、店舗へは原材料価格を抑え、お客様へは付加価値のある希少部位や本マグロ・ミナミマグロ・バチマグロなど多種のマグロを提供しております。さらに、2024年9月にとれたて鮮魚と炊きたてご飯の店「魚と野菜と土鍋ごはん 吉今」を出店いたしました。これらの店舗は、SANKO船団が漁獲する朝獲れ鮮魚(船直便)や豊洲大卸の総合食品及び浜松仲卸のSANKO海商といったグループ会社の仕入力を最大限に活かした新業態の店舗であります。

当社グループは、これからも全国の産地に入り込み、地域の皆様(地元漁師や漁協その他水産事業者、地方自治体等)と共に地域ビジネスの創出に取り組み、これまで飲食事業で蓄積した3次産業のノウハウを活かした「売れるものを創る」ことで、水産事業の6次産業化モデルの構築を引き続き進めてまいります。

当社は、当社グループのサステナビリティ基本方針に沿った持続的な成長と、中長期的な企業価値の向上を果たすべく、「生産者とともに歩む『産地活性化プラットフォーム』」を目指してまいります。

店舗事業における収益基盤の再構築

これまでの串焼きやおでん、煮込み料理を中心とした大衆酒場「アカマル屋」のほか、当社グループシナジーを最大化し、かつ、お客様に還元するための新業態として、「アカマル屋鮮魚店」を開発いたしました。「アカマル屋鮮魚店」は鮮魚店併設型の大衆酒場であり、「SANKO船団」の下田や沼津からの朝獲れ鮮魚や浜松のSANKO海商、豊洲の総合食品と連携したまぐろの解体ショーの実施など連日お客様で賑わう新しいコンセプトの大衆酒場であります。これら「アカマル屋」のビジネスモデルは、高効率かつ高収益モデルのブランドであり、今後、商圈及び立地条件を見極めたうえで積極的に出店してまいります。下表のとおり飲食既存店はアフターコロナ以降も順調に売上が伸長しております。当社の成長戦略は、コロナ禍において戦略的に撤退した飲食店舗の売上高を補完することであり、水産サプライチェーンの構築とともに、これを最大活用した店舗出店が達成されることで、会社の業績回復に寄与するものと認識し、2024年2月「アカマル屋野方店」、2024年5月「アカマル屋 ひばりヶ丘店」、2024年10月「アカマル屋 小岩店」の3店舗を出店いたしました。

< 飲食直営店 既存店 売上高 前年同月比 >

	8月	9月	10月	11月	12月	2025年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
売上高	104.2%	101.9%	97.4%	98.3%	99.1%	100.8%	98.8%	94.7%	96.8%	95.3%	100.1%	100.1%
客数	102.5%	94.1%	91.7%	94.8%	92.6%	90.9%	91.1%	87.9%	89.9%	88.4%	94.9%	96.3%
客単価	101.6%	108.3%	106.2%	103.7%	107.0%	111.0%	108.4%	107.6%	107.7%	107.7%	105.5%	105.0%

大型商業施設内フードコート等で飲食店9店舗を承継し運営を開始した東海エリアでは、運営開始に際して地位承継時に一時的な出店経費が発生しましたが、水産6次産業化による独自の強みを活かし、新メニューを2024年7月より全店へ順次展開し、モデルチェンジとリニューアルを完了いたしました。新メニューは、マグロ一筋40年のSANKO海商の目利きが仕入れ、職人が加工するマグロや鮮魚をメインにした丼や、自社船を含むSANKO船団が漁獲する魚と豊洲の大卸・総合食品の仕入力を最大活用した海鮮をふんだんに活用し、さらに、規格外、船上及び産地加工における商品化处理の労働力不足、水揚げ量がまとまらない、知名度の低い魚が弾かれる日本の流通システムなど様々な要因で廃棄されている未利用・低利用魚を活用しております。また、大きな固定投資を伴わない受託事業では、水産物・農作物の国内生産を維持するための「産地活性化プラットフォーム」につながる官公庁食堂群を中心とした出店を行ってまいります。2024年5月に九段第二合同庁舎（東京都千代田区）内地下一階に「東京チカラめし」、同年同月に東京大学医学部附属病院（東京都文京区）の職員食堂「あふ東大病院食堂」を出店いたしました。さらに、これまでの農林水産省をはじめとする官公庁等の食堂受託事業を通じ、日本の1次産業の活性化の一助となるべく、産地や行政の取り組みの広報活動を展開してきた実績をさらに発展させるため、2024年9月に全国各地の産地直送食材を使用したメニューを提供するテラスレストラン「新宿三丁目テラス」を出店いたしました。「東京チカラめし」につきましては、ブランド力を活かしてアジア地域を中心にライセンス契約獲得に引き続き取り組んでまいります。

コストの削減

全社的な取り組みとして、引き続きコストの見直し及び削減を進めております。円安等による物価高が定着し原価及び経費の削減が難しい環境ではありますが、主な取り組みといたしましては、営業部門経費は主に節水コマの取り付けによる店舗の水道光熱費、購入方法の見直しによる消耗品費などの削減を進め、間接部門経費は出張交通費の見直しによる旅費交通費、費用対効果の精査を実施した支払手数料、支払報酬などの削減を実施する等のコスト削減策を引き続き講じております。

2. 当社の資金調達状況

2022年12月15日公表のEVO FUNDに対する第三者割当による第1回新株予約権付社債及び第5回新株予約権の発行

当社は、2023年1月4日、第1回新株予約権付社債(転換価額修正条項付)及び第5回新株予約権(行使価額修正条項付)を発行しました(以下、これらの発行を個別に又は総称して「2023年1月発行」といいます。)。2023年1月発行は、2022年12月15日付取締役会決議時点では、以下の資金使途と支出予定時期を意図して調達したものでありますが、第1回新株予約権付社債につきましては2023年5月8日に全ての転換が完了いたしました。第5回新株予約権につきましては、2024年1月15日をもって行使が全て完了いたしました。当初予定の資金調達額1,055百万円(当初行使価額211.5円による払込金額を基に算定)ですが、実際の資金調達額は719百万円となりました。これは第5回新株予約権の行使価額が修正条項付であり、実際の新株予約権の各行使請求による行使価額は行使請求日の直前取引日の終値の90%に相当する金額に修正される設計に基づき、2023年1月発行以降の当社株価推移に応じて第5回新株予約権の行使が行われたためです。実際の資金調達額のうち173百万円は当初支出予定の資金使途に充当する目的で手元資金残高に保管しております。この結果、当初予定の資金使途の未充当額(当初調達予定額での充当予定額 - 実際調達額に基づく充当額の差額)336百万円が発生しております。

(第1回新株予約権付社債の発行による調達資金)

具体的な使途	金額	支出予定時期
運転資金	200百万円	2023年1月～2023年3月
合計	200百万円	

(第5回新株予約権の発行及び行使による調達資金)

具体的な使途	金額	支出予定時期
安定的な黒字化を目指す既存事業への投資		
()アカマル屋の新規出店に向けた投資	390百万円	2023年1月～2025年6月
()アカマル屋鮮魚店の新規出店に向けた投資	324百万円	2023年1月～2025年6月
今後の成長エンジンとする新規事業への投資		
()水産DXプラットフォームの構築投資	70百万円	2023年7月～2025年6月
()水産事業プラットフォーム構築の事業買収	271百万円	2023年1月～2025年6月
合計	1,055百万円	

(2023年1月発行の資金充当状況)

	用途	充当予定金額	支出予定時期	本日現在の充当額	未充当額
第1回新株予約権付社債	運転資金	200百万円	2023年1月～ 2023年3月	充当済	0百万円
第5回新株予約権	安定的な黒字化を目指す 既存事業への投資				
	()アカマル屋の新規出店 に向けた投資	390百万円	2023年1月～ 2025年6月	166百万円	224百万円
	()アカマル屋鮮魚店の新 規出店に向けた投資	324百万円	2023年1月～ 2025年6月	225百万円	97百万円
	今後の成長エンジンとす る新規事業への投資				
	()水産DXプラットフォーム の構築投資	70百万円	2023年7月～ 2025年6月	19百万円	50百万円
()水産事業プラット フォーム構築の事業買 収	271百万円	2023年1月～ 2025年6月	134百万円	135百万円	
合計		1,255百万円		546百万円	508百万円

(注) 「本日現在の充当額」のほかに173百万円は当初支出予定の資金使途に充当する目的で手元資金残高に保管しております。

2023年5月24日公表の株式会社TFLに対する第三者割当による新株式の発行

当社は、2023年5月24日、財務基盤の安定のための運転資金を確保すべく、株式会社TLF(所在地 東京都中央区銀座六丁目6番1号)に対し、第三者割当による新株式の発行(これら発行を以下「2023年5月発行」といいます。)を当社取締役会において決議し、2023年6月12日、普通株式を発行しました。当該発行は、取締役会決議時点では、以下の資金使途と支出予定時期を意図して調達したものでありますが、予定通り調達・充當いたしました。

(新株式発行による調達資金)

具体的な使途	金額	支出予定時期
運転資金	245百万円	2023年7月～2024年6月
合計	245百万円	

(2023年5月発行の資金充当状況)

	用途	金額	支出予定時期	本日現在の充当額	未充当額
新株式	運転資金	245百万円	2023年7月～2024年6月	充当済	0百万円

2024年3月27日公表のEVO FUNDに対する第三者割当による第2回新株予約権付社債及び第6回新株予約権の発行

当社は、2024年3月27日、財務基盤の安定と成長戦略への投資資金を確保すべく、EVO FUNDに対し、第三者割当による第2回新株予約権付社債(転換価額修正条項付)及び第6回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行並びに第2回新株予約権付社債及び第6回新株予約権の買取契約の締結を当社取締役会において決議し、2024年4月12日、第2回新株予約権付社債(転換価額修正条項付)及び第6回新株予約権(行使価額修正条項付)を発行しました(以下、これらの発行を個別に又は総称して「2024年4月発行」といいます。)。2024年4月発行は、2024年3月27日付取締役会決議時点では、以下の資金使途と支出予定時期を意図して調達したものでありますが、第2回新株予約権付社債につきましては予定通り調達・充当し、2024年9月13日に全ての転換が完了いたしました。第6回新株予約権につきましては、2024年4月15日から行使が始まり2025年4月24日にすべて行使が完了いたしました。当初予定の資金調達額489百万円(当初行使価額164.3円による払込金額を基に算定)ですが、実際の資金調達額は311百万円となりました。これは第6回新株予約権の行使価額が修正条項付であり、実際の新株予約権の各行使請求による行使価額は5連続取引日の最も低い終値の価額の95%に相当する金額に修正される設計に基づき、2024年4月発行以降の当社株価推移に応じて第6回新株予約権の行使が行われたためです。実際の資金調達額のうち155百万円は当初支出予定の資金使途に充当されており、また、実際の資金調達額のうち156百万円は当初支出予定の資金使途に充当する目的で手元資金残高に保管しております。この結果、当初予定の資金使途の未充当額(当初調達予定額での充当予定額 - 実際調達額に基づく充当額の差額)177百万円が発生しております。

(第2回新株予約権付社債の発行による調達資金)

具体的な使途	金額	支出予定時期
運転資金	200百万円	2024年4月～2024年12月
合計	200百万円	

(第6回新株予約権の発行及び行使による調達資金)

具体的な使途	金額	支出予定時期
運転資金	155百万円	2024年4月～2024年12月
安定的な黒字化で財務基盤を構築する出店投資	84百万円	2024年4月～2026年6月
水産6次産業化を迅速に構築するための成長投資	250百万円	2024年4月～2026年6月
合計	489百万円	

(2024年4月発行の資金充当状況)

	用途	充当予定金額	支出予定時期	本日現在の充当額	未充当額
第2回新株予約権付社債	運転資金	200百万円	2024年4月～2024年12月	充当済	0百万円
第6回新株予約権	運転資金	155百万円	2024年4月～2024年12月	充当済	0百万円
	安定的な黒字化で財務基盤を構築する出店投資	84百万円	2024年4月～2026年6月	0円	84百万円
	水産6次産業化を迅速に構築するための成長投資	250百万円	2024年4月～2026年6月	0円	250百万円
合計		689百万円		355百万円	334百万円

(注) 「本日現在の充当額」のほかに156百万円は当初支出予定の資金使途に充当する目的で手元資金残高に保管しております。

2024年12月11日公表のEVO FUNDに対する第三者割当による第7回新株予約権及び第1回無担保社債(私募債)発行

当社は、2024年12月11日に関東財務局長に提出した有価証券届出書に記載のとおり、財務基盤の安定と成長戦略への投資資金を確保すべく、EVO FUNDに対し、第三者割当による第7回新株予約権(行使価額修正条項付)及び第1回無担保普通社債の発行並びに第7回新株予約権(行使価額修正条項付)及び第1回無担保普通社債の買取契約の締結を当社取締役会において決議し、2024年12月27日、第7回新株予約権(行使価額修正条項付)を発行し、同月30日、第1回無担保普通社債(以下「本社債」といいます。)を発行しました(以下、これらの発行を個別に又は総称して「2024年12月発行」といいます。)

2024年12月発行は、2024年12月11日付取締役会決議時点では、以下の資金使途と支出予定時期を意図して調達したものでありますが、本社債については、第7回新株予約権の割当先であるEVO FUNDに対して、発行価額総額最大200百万円(以下「最大発行価額総額」といいます。)から、2024年12月12日から2024年12月27日までに行使された第6回新株予約権の行使に際して出資された金銭の合計額に相当する金額を控除(但し、5百万円毎での控除とし、5百万円に満たない額は控除の対象としません。)した金額の社債(本社債)を発行することを予定していたところ、2024年12月24日に第6回新株予約権の行使が行われ、20百万円が出資されたため、最大発行価額総額から当該行使に際して出資された20百万円を控除した180百万円が払込の金額となりました。そのため、本社債による資金調達額は180百万円となり、かかる金額のうち180百万円は当初支出予定の資金使途に充当されております。

第7回新株予約権につきましては、2025年1月20日から行使が始まり2025年8月13日までに行使された新株予約権数は55,900個、未行使新株予約権数は15,000個となっております。当初予定の資金調達額862百万円(当初行使価額121.6円による払込金額を基に算定)ですが、2025年8月13日までの資金調達額は518百万円となりました。第7回新株予約権の行使期間は2024年12月30日から2027年12月30日までであり、実際の資金調達額のうち243百万円は当初支出予定の資金使途に充当されており、また、実際の資金調達額のうち274百万円は当初支出予定の資金使途に充当する目的で手元資金残高に保管しております。この結果、当初予定の資金使途の未充当344百万円が発生しております。

(第1回無担保普通社債の発行による調達資金)

具体的な使途	金額	支出予定時期
運転資金	180百万円	2025年1月～2026年6月
合計	180百万円	

(第7回新株予約権の発行及び行使による調達資金)

具体的な使途	金額	支出予定時期
運転資金	589百万円	2025年1月～2027年6月
第1回無担保普通社債の償還(発行予定分)	200百万円	2025年1月～2025年12月
水産6次産業化を迅速に構築するための成長投資(ブラッシュアップ費用)	73百万円	2025年1月～2026年6月
合計	862百万円	

(2024年12月発行の資金充当状況)

	使途	充当予定金額	支出予定時期	本日現在の充当額	未充当額
第1回無担保普通社債	運転資金	180百万円	2025年1月～2026年6月	122百万円	57百万円
第7回新株予約権	運転資金	589百万円	2025年1月～2027年6月	121百万円	467百万円
	第1回無担保普通社債の償還(発行予定分)	180百万円	2025年1月～2025年12月	180百万円	0百万円
	水産6次産業化を迅速に構築するための成長投資(ブラッシュアップ費用)	73百万円	2025年1月～2026年6月	0百万円	73百万円
合計	合計	1022百万円		423百万円	598百万円

(注1) 「本日現在の充当額」のほかに274百万円は当初支出予定の資金使途に充当する目的で手元資金残高に保管しております。

3. 資金調達方法の概要

本第三者割当増資は、後記「7. 調達する資金の具体的な使途」に記載の将来の事業領域の拡大や競争力強化に向けた取組みを進めていくことに伴い、今後増加が見込まれる運転資金を確保するために実施するものです。

当社は、投資家である二神英治(以下「二神氏」といいます。)及びICON STRATEGIES A LTD(以下「ICON STRATEGIES」といいます。また、二神氏及びICON STRATEGIESを総称して「割当予定先」といいます。)に対して、当社の会社案内とともに、当社グループの水産6次産業化に対する社会的意義や今後の展望等について詳細に説明したところ、当社グループの水産6次産業化の取り組みとその将来的な事業の可能性に関心を持っていただけたことから、当該割当予定先に対し当社株式を割り当てることといたしました。

4. 資金調達方法の選択理由

当社は、割当予定先に対する第三者割当の方法による普通株式の発行により出資を受けることが、当社の中長期的な企業価値向上に資するものであり、また、自己資本比率の維持・向上につながり財務基盤の強化について確実性が高い手法であると考え、当社にとって最良の選択肢であるとの判断に至りました。今回の資金調達は新株式発行の方法で行うため、既存株主の株式の希薄化を招きますが、また、当社は、後記「5. 本第三者割当増資の特徴」に記載の本第三者割当増資のメリット及びデメリット並びに「6. 他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、希薄化による既存株主の不利益を考慮した上で、これらの検討結果として、本第三者割当増資が後記「7. 調達する資金の具体的な使途」に記載した資金使途に必要な資金を調達できることから、本第三者割当増資は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するものであり、最終的には既存株主の利益向上に繋がると考えられることから、本第三者割当増資が最適な資金調達手法であるとの判断に至りました。

5. 本第三者割当増資の特徴

本第三者割当増資による資金調達には、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

即座の資金調達

当社普通株式の発行により、当社は当社普通株式の払込期日において、当座必要な手元資金の確保が可能となり、また、当社は前記「4 新規発行による手取金の使途」に記載の計画に応じて、当該資金を自由に用いることができます。

確実な金額の資金調達

本第三者割当増資により、現状、当社が必要な資金を確実に調達することができるため、有効な方策であると考えております。

[デメリット]

希薄化が直ちに生じること

本第三者割当増資の効力が発生することにより、株式数が増加し、希薄化が直ちに生じることとなります。

6. 他の資金調達方法

新株式発行による増資

(a) 公募増資

現時点での当社の業績動向や財務状況等に照らした場合には、当社普通株式の引受けを行ってくれる証券会社を見つけることは困難と考えられ、具体的な検討を行っておりません。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 新株予約権の第三者割当

本件は、割当予定先からの出資を受けることを目的としており、新株予約権はその後の行使が不確実であることから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

新株予約権無償割当による増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては、現時点での当社の業績動向や財務状況等に照らした場合には、当社普通株式の引受けを行ってくれる証券会社を見つけることは困難と考えられ、具体的な検討を行っておりません。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、東京証券取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。以上から、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

借入れ・社債による資金調達

調達額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の資金調達の余地が縮小する可能性があることを踏まえ、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

7. 調達する資金の具体的な使途

運転資金

当社は、上記 .2. に記載のとおり、2024年12月発行で、運転資金、社債償還資金と水産6次産業化を迅速に構築するための成長投資（ブラッシュアップ費用。主な内容は、水産6次産業化を具現化する新業態として出店した店舗の中で、立地・流通・顧客属性などの要因で6次産業化を表現するために個別に追加投資と時間・経費を要する店舗及び賃貸人との契約期日満了に伴い契約終了を検討している店舗の撤退費用（現状回復費用など）となります）を資金使途とした調達を見込んでおり、第7回新株予約権が行使されることで、それらの調達は実施されると考えております。これに加え、当社としては、水産事業の6次産業化による店舗事業におけるお客様単価の向上とそれによる収益率の向上が見込まれ、これと併せて、加工体制と生産体制の強化も行うことで水産6次産業化のさらなる強化とこれに賛同して頂ける関係者との連携・連帯を図ることができる組織づくりを目的として、2025年2月13日付「株式会社SANKO OCEAN WORKS設立に関するお知らせ」のとおり、同月に漁業及び水産養殖業、水産物の加工・冷凍及び売買等を事業目的とする株式会社SANKO OCEAN WORKS（以下「SOW」といいます。）を設立致しました。同社を起点としつつ、当社グループは、水産6次産業化の事業モデルの推進と質の更なる向上と販売先を東京・沼津・浜松から全国に拡大すること、2022年7月子会社化した豊洲市場で7社しかない水産物卸売会社（大卸）であり、全国の産地と強固なつながりのある総合食品株式会社のネットワークからの安定的な供給体制を構築すること、水産に関わる諸問題を全国の水産会社と連携することにより、水産事業の6次産業化モデルを更に強固なビジネスモデルにしていく方針です。具体的には、SOWを中心として、船団（自社操業船団を含みます。）・産地、加工（当社グループの加工会社であるSANKO海商や沼津の加工工場）、外食産業・小売・流通（当社グループ飲食店での提供、外部の食堂等の受託、金目鯛などの高級食材としての単価の高い魚の当社グループ外飲食店への販売、2025年3月5日付「株式会社Carry Onとの業務提携に関するお知らせ」のとおり、同社と共に水産関連のプロモーション等）を関連付けた水産6次産業化循環型プラットフォーム事業とする方針です。

この方針に伴い運転資金の増加が見込まれることから、手元資金の確保が必要な状況となっています。具体的には、売掛金の増大に加えて、人件費90百万円、賃料22百万円、その他の販売費及び一般管理費38百万円の増大が見込まれており、今後の資金計画において、手元資金として不足する見込みである150百万円を充当します。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との関係

割当予定先

a . 割当予定先の概要	氏名	二神 英治	
	住所	Singapore	
	職業の内容	会社経営	
b . 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有する割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有する当社株式の数	割当予定先は当社株式を200,000株(2025年6月30日現在)保有しています。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

(注) a . 割当予定先の概要及びb . 提出者と割当予定先との関係は、本有価証券届出書提出日現在におけるものであります。

割当予定先

a . 割当予定先の概要	名称	ICON STRATEGIES A LTD	
	本店の所在地	Vistra Corporate Services Centre, Wickhams Cay ,Road Town, Tortola, VG1110, British Virgin Islands.	
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
	代表者の役職及び氏名	Director KUAN SHEE KAI	
	資本金	640,667 USドル	
	事業の内容	投資業	
	主たる出資者及びその出資比率	夜久 朗 55% 石崎 健太郎 45%	
b . 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

(注) a . 割当予定先の概要及びb . 提出者と割当予定先との関係は、本有価証券届出書提出日現在におけるものであります。

c. 割当予定先の選定理由

当社が各割当予定先を選定した理由は、以下のとおりです。

ア. 割当予定先 二神氏

二神氏につきましては、我が国における将来有望な上場株式を探索していたところ、当社に関する経済紙、Webメディア等の各種報道をご覧になったことを機縁として、2024年9月頃、ちょうど来日する予定があったこともあり、当社代表取締役社長である長澤との直接の面談に至りました。この面談において長澤が二神氏に対して、当社の会社案内とともに、当社グループの水産6次産業化に対する社会的意義や今後の展望等について詳細に説明したところ、将来的な可能性に大きな関心をお寄せいただきました。また、2025年以降も来日のおりには、当社の店舗や豊洲市場も実際に視察され、当社の将来性について確信を深めていただきました。二神氏には金銭的余裕があり、かつ、属性上の問題もないことから、当社は、二神氏に対し当社への出資をお願いしたところ、二神氏から本第三者割当増資を応諾いただきました。

イ. 割当予定先 ICON STRATEGIES

ICON STRATEGIESにつきましては、これまでの当社のIR活動のなかで知り合った個人投資家から2024年10月上旬頃に同社株主2名を紹介いただき、当社代表取締役社長の長澤が当社の会社案内とともに、当社グループの水産6次産業化に対する社会的意義や今後の展望等について詳細に説明したところ、将来的な可能性に大きな関心をお寄せいただきました。その後、2025年1月から2025年7月にかけて合計4回にわたるオンライン及び来日のおりには直接面談でのスモールミーティングを行い、当社の将来性について確信を深めていただきました。また、ICON STRATEGIESには金銭的余裕があり、かつ、属性上の問題もないことから、当社は、ICON STRATEGIESに対し当社への出資をお願いしたところ、ICON STRATEGIESから本第三者割当増資を応諾いただきました。

d. 割り当てようとする株式の数

二神氏	当社普通株式	1,160,000株
ICON STRATEGIES	当社普通株式	700,000株

e. 株券等の保有方針

本第三者割当増資により発行する当社株式について、当社は、各割当予定先と締結する総数引受契約において、本第三者割当増資の目的に鑑み、当社による事前の承諾なく、発行日より6ヶ月以内に当該株式の全部又は一部を譲渡すること並びに機関投資家又は金融機関との間でスワップ取引を行うなどの経済的に当該株式の処分と同等の効果を有する行為を実施することができない旨を確認しております。また、当社と各割当予定先は、各割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当増資により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、払込期日において、東京証券取引所有価証券上場規程施行規則において定める譲渡報告に係る確約書を締結する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先 二神氏

二神氏から、本第三者割当増資の払込みについて必要な純資産を保有している旨の説明を受けており、2025年7月31日時点の資産、負債、純資産の内訳が記載されている資産状況をまとめた資産状況報告書の写しを受領し、本第三者割当増資の払込みに要する資金は充分であると判断しております。流動資産は本第三者割当増資の発行に必要な払込み金額には満たないものの、払込期日までに必要資金を保有資産から口座へ移動することを記載した確約書も取得しております。

割当予定先 ICON STRATEGIES

ICON STRATEGIESにつきましては、銀行通帳の写しを取得し、銀行口座の残高を確認し、銀行口座残高の合計額が本第三者割当増資に係るICON STRATEGIESへの割当株式の払込金額を上回る預金残高を確認いたしました。

g. 割当予定先の実態

当社は、本第三者割当増資の各割当予定先及び各割当予定先の代表者並びにその出資者である夜久朗氏及び石崎健太郎氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。

また、割当予定先であるICON STRATEGIESは、夜久朗氏及び石崎健太郎氏が出資する法人であり、ICON STRATEGIESの投資判断にかかる権限は、夜久朗氏及び石崎健太郎氏が有していることについて、ICON STRATEGIESから説明を受けております。

当社は、さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者信用調査機関である株式会社東京エスアールシー(所在地:東京都目黒区上目黒4-26-4、代表取締役:中村 勝彦)に本第三者割当増資の各割当予定先及び各割当予定先の代表者並びにその出資者である夜久朗氏及び石崎健太郎氏の調査を依頼しました。その結果、各割当予定先について、割当予定先等及びその関係者に反社会的勢力の影響を受けている事実が無いことの回答を得られました。また、当社は、各割当予定先との間で、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨を含む総数引受契約書を締結することとしております。以上から総合的に検討し、当社は割当予定先については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

総数引受契約の規定により、発行日から6ヶ月以内に各割当予定先が本新株を第三者に譲渡する場合には、当社の書面による承諾が必要であります。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本第三者割当増資における発行価格につきましては、割当予定先との協議及び交渉を重ねた結果、本第三者割当増資に係る取締役会決議日(以下「本取締役会決議日」といいます。)の直前営業日(2025年8月13日)までの東京証券取引所における当社普通株式の終値である96円に対して10%(小数点以下第三位を切り上げ。本項において以下同じ。)のディスカウントである86.40円といたしました。

当該発行価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、本取締役会決議日の同日までの1ヶ月間(2025年7月14日から2025年8月13日まで)の終値単純平均値95.14円に対して9.19%のディスカウント、同日までの過去3ヶ月間(2025年5月14日から2025年8月13日まで)の終値単純平均値96.19円に対して10.18%のディスカウント、同日までの過去6ヶ月間(2025年2月14日から2025年8月13日まで)の終値単純平均値96.65円に対して10.61%のディスカウントとなります。

本取締役会決議日の直前営業日終値を基準とした理由は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にて、第三者割当により株式の発行を行う場合の払込金額は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額を基準として決することとされており、本取締役会決議日直近の市場株価は、算定根拠として客観性が高いと判断したためです。

また、本日開催の本第三者割当増資に係る取締役会決議に際して、当社監査役3名(うち社外監査役3名)全員から、当該払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、適法かつ妥当であり、特に有利な発行価額には該当しない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当増資による発行株式数は1,860,000株(議決権数18,600個)であり、2025年8月13日現在の当社の発行済株式総数(36,402,949株)に対する割合は5.11%(小数第三位を四捨五入しています。以下、本項において同じ。)であり、同日現在の総議決権数(364,029個)に対する割合は5.11%となります。

しかしながら、当社は、[上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」]に記載のとおり、本第三者割当増資による資金調達は、当社の企業価値向上に資する各施策の実現を可能とするものであり、中長期的には、上記所有割合及び議決権所有割合の希薄化を上回る当社の企業価値及び株主価値の向上に繋がるものと考えております。また、金融機関等からの借入れと異なり財務基盤の強化に寄与することから、当社及び株主の皆様への影響という観点からみて相当であると判断しております。以上より、本第三者割当増資に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
平林 隆広	東京都新宿区	3,506,800	9.63	3,506,800	9.17
株式会社TLF	東京都中央区銀座6丁目6 - 1	2,519,700	6.92	2,519,700	6.59
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	10 Harewood Avenue London, NW1 6AA, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	1,830,000	5.03	1,830,000	4.78
有限会社神田コンサルティング	東京都中央区銀座6丁目6 - 1	1,581,900	4.35	1,581,900	4.13
二神 英治	18 Marina Boulevard Singapore			1,160,000	3.03
平林 実人	東京都港区	1,048,000	2.88	1,048,000	2.74
ICON STRATEGIES A LTD	Vistra Corporate Services Centre, Wickhams Cay ,Road Town, Tortola, VG1110, British Virgin Islands.			700,000	1.83
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋1丁目 23 - 1	623,500	1.71	623,500	1.63
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6 番1号	456,001	1.25	456,001	1.19
JPMorgan証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目 7 - 3	297,500	0.82	297,500	0.78
計		11,863,401	32.59	13,723,401	35.87

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年6月30日時点の35,252,949株（議決権数352,529個）の株主名簿に基づき、2025年7月1日から同年8月13日までに行われた第7回新株予約権の行使により発行された1,150,000株（議決権数11,500個）の増加による変動を加味して記載しております。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、注記1に基づき算出した「割当前の所有株式数」及び「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」（36,402,949株（議決権数364,029個））に、本新株式による発行株式1,860,000株（議決権数18,600個）を加えて算出しております。

3. 割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合を記載しております。

4. 割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数第三位を四捨五入しております。

5. 当社は、自己株式4,700株を保有しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1．事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第48期、提出日2024年9月27日)及び半期報告書(第49期中、提出日2025年2月13日)(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2025年8月14日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2025年8月14日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書(第48期、提出日2024年9月27日)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2025年8月14日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2024年9月30日提出の臨時報告書)

1．提出理由

当社は、2024年9月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2．報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2024年9月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	163,435	2,188	0	注(1)	可決 98.68
第2号議案 取締役7名選任の件					
長澤 成博	162,742	2,881	0	注(2)	可決 98.26
平林 隆広	162,671	2,952	0		可決 98.22
富川 健太郎	162,833	2,790	0		可決 98.32
土屋 隆也	162,743	2,880	0		可決 98.26
河野 恵美	162,723	2,900	0		可決 98.25
田中 研次	162,884	2,739	0		可決 98.35
秋田 二郎	162,644	2,979	0		可決 98.20
第3号議案 補欠監査役1名選任の件				注(2)	
内田 芳樹	162,922	2,701	0		可決 98.37

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2025年6月17日提出の臨時報告書)

1. 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの 平林 隆広

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	議決権の数	総株主等の議決権の数 に対する割合
異動前	35,068 個	10.31 %
異動後	35,068 個	9.9 %

(注) 1. 異動前の「総株主の議決権の数に対する割合」は、2025年5月15日現在の発行済株式総数34,002,949株から議決権を有しない株式12,149株を控除した総株主の議決権の数339,908個を基準に算出しております。

2. 異動後の「総株主の議決権の数に対する割合」は、2025年5月15日現在の発行済株式総数34,002,949株から議決権を有しない株式12,149株を控除した総株主の議決権の数339,908個に、2025年5月16日から6月17日までに行われた第7回新株予約権の行使により発行された1,100,000株に係る議決権数11,000個を加えた数である350,908個を基準に算出しております。
3. 「総株主の議決権の数に対する割合」は、小数点第3位を四捨五入しております。
4. 大株主順位は、2025年5月15日現在の株主名簿による株主順位に基づくものであります。

(3) 当該異動の年月日

2025年6月17日

(4) その他の事項

1. 当該異動の経緯

当社の新株予約権の行使により発行済株式数が増加したことに伴い、主要株主の異動が生じることとなりました。

2. 本臨時報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額	427百万円
発行済株式総数 普通株式	35,102,949株

(2025年6月30日提出の臨時報告書)

1. 提出理由

当社は、2025年6月27日の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年6月27日

(2) 決議事項の内容

議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

減少すべき資本金の額

資本金の額358,407,040円のうち、348,407,040円を減少して10,000,000円とし、その他資本剰余金に振り替えるものであります。ただし、2025年5月16日から同年6月30日までの期間に、当社が発行している新株予約権が行使された場合、当該期間の末日までに効力が生じた新株予約権の行使により増加する資本金と同額分も減少することにより、最終的な資本金の額を10,000,000円とすることにいたします。

減少すべき資本準備金の額

資本準備金の額348,407,040円のうち、348,407,040円を減少して0円とし、その他資本剰余金に振り替えるものであります。ただし、2025年5月16日から同年6月30日までの期間に、当社が発行している新株予約権が行使された場合、当該期間の末日までに効力が生じた新株予約権の行使により増加する資本準備金と同額分も減少することにより、最終的な資本準備金の額を0円とすることにいたします。

減資の方法

発行済株式総数の変更は行わず、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の全額を、上記のとおり減少した上で、それぞれその他資本剰余金に振り替えることといたします。

効力発生日

2025年6月30日

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
議案 資本金及び資本準備金 の額の減少の件	168,764	7,422	0	(注)	可決 95.79

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2025年8月14日提出の臨時報告書)

1. 提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該事象の発生日

2025年8月14日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社が保有する一部の固定資産について、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき回収可能性を検討した結果、減損損失を計上いたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象の発生により、2025年6月期において減損損失144百万円を計上いたしました。

3. 資本金の増減について

「第四部 組込情報」に記載の第48期有価証券報告書(提出日2024年9月27日)に記載の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日(2024年9月27日)以降、本有価証券届出書提出日(2025年8月14日)までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増減額(千円)	残高(千円)	増減額(千円)	残高(千円)
2024年9月27日～ 2025年6月29日 (注1)	353,587	416,246	353,587	406,246
2025年6月30日 (注2)	406,246	10,000	406,246	0
2025年7月1日～ 2025年8月14日 (注1)	52,282	62,282	52,282	52,282

(注) 1. 第6回新株予約権及び第7回新株予約権の行使によるものであります。

2. 2025年6月27日開催の第49期臨時株主総会決議に基づき、2025年6月30日付で減資の効力が発生し、資本金が406,246千円及び資本準備金が406,246千円それぞれ減少しております。

4. 最近の業績の概要

第49期連結会計年度(自2024年7月1日 至2025年6月30日)の業績の概要

2025年8月14日に公表した第49期連結会計年度(自2024年7月1日 至2025年6月30日)に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、当該連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成したものではありません。また、当該連結財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了していませんので、監査報告書は受領していません。

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年6月30日)	当連結会計年度 (2025年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	454	628
売掛金	410	408
商品	118	65
原材料及び貯蔵品	43	71
その他	114	199
貸倒引当金	5	7
流動資産合計	1,135	1,365
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	400	314
リース資産(純額)	32	29
その他(純額)	129	73
有形固定資産合計	563	417
無形固定資産		
のれん	28	18
その他	17	15
無形固定資産合計	46	33
投資その他の資産		
差入保証金	603	583
関係会社株式	9	5
その他	24	29
貸倒引当金	0	5
投資その他の資産合計	638	612
固定資産合計	1,247	1,064
資産合計	2,383	2,430

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2024年6月30日)	当連結会計年度 (2025年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	401	438
短期借入金	-	80
1年内返済予定の長期借入金	40	53
1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	85	-
未払金	186	200
未払費用	242	234
賞与引当金	3	3
その他	221	180
流動負債合計	1,180	1,190
固定負債		
長期借入金	303	339
リース債務	31	26
退職給付に係る負債	92	95
資産除去債務	173	169
預り保証金	163	170
その他	110	117
固定負債合計	874	918
負債合計	2,055	2,109
純資産の部		
株主資本		
資本金	10	10
資本剰余金	1,086	1,241
利益剰余金	782	942
自己株式	0	0
株主資本合計	313	309
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	0	0
退職給付に係る調整累計額	9	6
その他の包括利益累計額合計	10	6
新株予約権	0	1
非支配株主持分	2	3
純資産合計	327	320
負債純資産合計	2,383	2,430

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
売上高	9,328	9,679
売上原価	6,394	6,391
売上総利益	2,933	3,288
販売費及び一般管理費	3,617	3,954
営業損失()	683	666
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	0	0
貸倒引当金戻入額	4	0
受取手数料	1	0
補助金収入	-	32
その他	6	11
営業外収益合計	13	44
営業外費用		
支払利息	5	6
株式交付費	7	12
持分法による投資損失	-	3
その他	0	2
営業外費用合計	13	25
経常損失()	683	647
特別利益		
受取損害賠償金	18	-
その他特別利益	1	-
特別利益合計	19	-
特別損失		
固定資産除却損	0	-
店舗閉鎖損失	-	4
減損損失	28	144
特別損失合計	28	148
税金等調整前当期純損失()	693	795
法人税、住民税及び事業税	18	20
法人税等合計	18	20
当期純損失()	711	816
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失()	0	0
親会社株主に帰属する当期純損失()	711	816

連結包括利益計算書

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
当期純損失()	711	816
その他の包括利益		
退職給付に係る調整額	0	2
持分法適用会社に対する持分相当額	0	1
その他の包括利益合計	0	3
包括利益	710	820
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	710	820
非支配株主に係る包括利益	0	0

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10	1,124	770	0	364
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	283	283			566
転換社債型新株予約権 付社債の転換	57	57			115
減資	340	340			-
欠損填補		720	720		-
親会社株主に帰属する 当期純損失()			711		711
連結範囲の変動			21		21
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	38	11	-	50
当期末残高	10	1,086	782	0	313

	その他の包括利益 累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	退職給付に係る調 整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	-	9	9	1	-	375
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)						566
転換社債型新株予約権 付社債の転換						115
減資						-
欠損填補						-
親会社株主に帰属する 当期純損失()						711
連結範囲の変動						21
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	0	0	0	0	2	2
当期変動額合計	0	0	0	0	2	47
当期末残高	0	9	10	0	2	327

当連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10	1,086	782	0	313
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	363	363			727
転換社債型新株予約権 付社債の転換	42	42			85
減資	406	406			-
欠損填補		656	656		-
親会社株主に帰属する 当期純損失()			816		816
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	155	159	-	4
当期末残高	10	1,241	942	0	309

	その他の包括利益 累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	退職給付に係る調 整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	0	9	10	0	2	327
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)						727
転換社債型新株予約権 付社債の転換						85
減資						-
欠損填補						-
親会社株主に帰属する 当期純損失()						816
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1	2	3	0	0	3
当期変動額合計	1	2	3	0	0	7
当期末残高	0	6	6	1	3	320

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失（ ）	693	658
減価償却費	71	80
のれん償却額	10	10
退職給付に係る負債の増減額（ は減少）	10	0
貸倒引当金の増減額（ は減少）	2	7
賞与引当金の増減額（ は減少）	0	0
店舗閉鎖損失引当金の増減額（ は減少）	3	-
受取利息及び受取配当金	0	0
固定資産除却損	0	-
支払利息	5	6
株式交付費	7	12
持分法による投資損益（ は益）	-	3
補助金収入	-	32
受取損害賠償金	18	-
減損損失	28	7
店舗閉鎖損失	-	4
売上債権の増減額（ は増加）	116	1
棚卸資産の増減額（ は増加）	13	25
仕入債務の増減額（ は減少）	24	36
その他の流動資産の増減額（ は増加）	1	85
その他の流動負債の増減額（ は減少）	112	30
その他の固定負債の増減額（ は減少）	47	21
その他	6	0
小計	860	589
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	5	6
補助金の受取額	-	32
法人税等の支払額	15	17
営業活動によるキャッシュ・フロー	880	580
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	20	-
定期預金の払戻による収入	20	10
有形固定資産の取得による支出	221	55
無形固定資産の取得による支出	9	2
差入保証金の差入による支出	54	11
差入保証金の回収による収入	40	17
関係会社株式の取得による支出	9	-
貸付けによる支出	6	1
貸付金の回収による収入	4	2
その他	29	17
投資活動によるキャッシュ・フロー	286	58

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	80
長期借入れによる収入	25	100
長期借入金の返済による支出	69	50
リース債務の返済による支出	11	17
割賦債務の返済による支出	3	5
新株予約権付社債の発行による収入	200	-
社債の発行による収入	-	180
社債の償還による支出	-	180
新株予約権の行使による株式の発行による収入	553	712
新株予約権の発行による収入	0	3
連結子会社設立に伴う非支配株主からの払込による収入	2	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	698	822
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	469	184
現金及び現金同等物の期首残高	888	444
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	25	-
現金及び現金同等物の期末残高	444	628

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(当連結会計年度における連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当連結会計年度において、株式会社SANKO OCEAN WORKSを設立したため連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

(単位:百万円)

店舗売上高	3,541
6次産業化	5,463
その他売上高	323
顧客との契約から生じる収益	9,328
その他の収益	-
外部顧客への売上高	9,328

6次産業化は、主に総合食品やSANKO海商を含む水産事業の売上であります。

当連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位:百万円)

店舗売上高	3,921
6次産業化	5,511
その他売上高	246
顧客との契約から生じる収益	9,679
その他の収益	-
外部顧客への売上高	9,679

6次産業化は、主に総合食品やSANKO海商を含む水産事業の売上であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

当社グループにおいては、単一セグメントのため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

当社グループにおいては、単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦への外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦への外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

当社グループにおいては、単一セグメントのため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

当社グループにおいては、単一セグメントのため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

当社グループにおいては、単一セグメントのため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

当社グループにおいては、単一セグメントのため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり純資産額	11円97銭	8円96銭
1株当たり当期純損失()	28円60銭	27円16銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり当期純損失()		
親会社株主に帰属する当期純損失()(百万円)	711	816
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純損失()(百万円)	711	816
普通株式の期中平均株式数(株)	24,866,337	30,064,233
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在 株式の概要	<p>2024年3月27日開催の 取締役会決議による 第2回新株予約権付社債 新株予約権の数 17個 (額面金額85百万円)</p> <p>2024年3月27日開催の取締 役会決議による第6回新株 予約権 新株予約権の数 29,900個 (普通株式 2,990,000株)</p>	<p>2024年12月11日開催の取締 役会決議による第7回新株 予約権 新株予約権の数 26,500個 (普通株式 2,650,000株)</p>

(重要な後発事象)

(新株予約権の行使による増資)

当連結会計年度の翌日以降、第7回新株予約権(行使価額修正条項付)の一部の権利行使が行われました。当該新株予約権の行使により発行した株式の概要は下記のとおりであります。

行使された新株予約権の個数	11,500個
増加した資本金の額	52百万円
増加した資本準備金の額	52百万円
増加した株式の種類及び株式数	普通株式 1,150,000株

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、2025年8月14日開催の取締役会において、第三者割当の方法により新株式(以下「本株式」といいます。)を発行することを決議いたしました。概要は次のとおりであります。

発行する株式の種類及び数	普通株式 1,860,000株
発行価額	1株につき86.4円
発行価額の総額	160百万円
資本組入額	1株につき43.2円
資本組入額の総額	80百万円
払込期日	2025年9月8日
募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
割当先及び割当株式数	二神英治 1,160,000株 ICON STRATEGIES A LTD 700,000株
資金の用途	運転資金

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第48期)	自 2023年7月1日 至 2024年6月30日	2024年9月27日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第49期中)	自 2024年7月1日 至 2024年12月31日	2025年2月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年9月27日

株式会社SANKO MARKETING FOODS

取締役会 御中

ひかり監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 野中泰弘

指定社員
業務執行社員

公認会計士 川添晶子

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社SANKO MARKETING FOODSの2023年7月1日から2024年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SANKO MARKETING FOODS及び連結子会社の2024年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する経営者による判断の検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、前連結会計年度まで2期連続の営業損失を計上している。また、当連結会計年度においては営業損失683百万円、経常損失683百万円、親会社株主に帰属する当期純損失711百万円を計上し、営業キャッシュ・フローは880百万円のマイナスとなっている。</p> <p>以上により、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク 継続企業の前提に関する重要事象等について」に記載のとおり、会社は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認識しているが、今後の資金計画を検討した結果、当面の事業活動の継続性に懸念はないとし、また、当該事象又は状況を改善するための対応策を実施していることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断している。</p> <p>当該資金計画は次年度の予算を基礎として策定されているが、当該予算には水産事業の6次産業化モデルの構築及び店舗事業における収益基盤の再構築等の施策による収益改善に係る仮定が含まれており、また、当該資金計画には資本注入等による財務基盤の強化に係る仮定が含まれており、不確実性を伴うものである。</p> <p>継続企業の前提に関する評価は、経営者による重要な判断を伴うものであり、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であることから、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、継続企業の前提に関する経営者による判断の妥当性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 経営者の対応策についての検討 経営者の対応策が継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するものであるかどうか、及びその実行可能性について検討するため、水産事業の6次産業化モデルの構築及び店舗事業における収益基盤の再構築等の収益改善施策や資本注入等による財務基盤の強化等に関し、当連結会計年度を含む過去の実績及び翌連結会計年度の取り組みについて、経営者にヒアリングするとともに、予算及び資金計画との整合性を検討した。</p> <p>(2) 資金計画についての検討 ・ 資金計画の策定プロセスについて経営管理者にヒアリングを実施するとともに、資金計画について取締役会によって承認された予算との整合性を検討した。 ・ 当連結会計年度及び翌連結会計年度の直近月次業績や、対応策の進捗状況等を踏まえ、経営者が作成した資金計画に一定の不確実性を織り込んだ場合の2025年6月30日までの期間の資金計画を独自に見積もった。</p>

(株)SANKO MARKETING FOODSの固定資産の減損の兆候及び認識の判定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当連結会計年度末の連結貸借対照表上、有形固定資産を563百万円、無形固定資産を46百万円計上している。このうち、有形固定資産460百万円、無形固定資産7百万円は(株)SANKO MARKETING FOODSに係る資産であり、総資産2,383百万円の19.6%を占めている。</p> <p>【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、店舗閉鎖の意思決定が行われた場合または営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである場合等に減損損失を認識すべきと判定する場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額しており、会社は当連結会計年度において、減損損失を28百万円計上している。</p> <p>減損の兆候判定にあたっては、内部振替価額により内部取引を各資産グループの損益に反映するとともに、一定の配賦基準に基づき本社費を配賦している。また、将来キャッシュ・フローは次年度の予算及び事業計画を基礎としており、売上高成長率、売上原価率、人件費等を主要な仮定として織り込んでいる。</p> <p>固定資産は金額的重要性が高いこと、内部取引や本社費が相対的に多額であることから減損の兆候にあたっては内部振替価額や本社費の各資産グループへの配賦の合理性が重要になること、また、将来キャッシュ・フローの見積りは不確実性や経営者による主観的な判断を伴うため、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、(株)SANKO MARKETING FOODSの固定資産の減損の兆候及び認識の判定を検討するに当たり、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産の減損検討プロセスに係る内部統制を評価した。 ・ 内部振替価額や本社費の各資産グループへの配賦の合理性を評価するために、内部取引の概要、内部振替価額の算定方法及び本社費の配賦基準について経営管理者等に質問するとともに、減損の兆候判定資料を入手し、内部振替価額及び本社費の配賦金額について計算結果を検討した。 ・ 固定資産の用途変更や経営環境の著しい悪化の有無を確認するために、取締役会議事録の閲覧、経営者等への質問を実施した。 ・ 減損の認識判定に用いる将来キャッシュ・フローの基礎となる売上高成長率、売上原価率、人件費等の重要な仮定の実現可能性について経営者にヒアリングするとともに、関連資料の閲覧、過去の実績との比較、売上高成長に関する施策の実行状況の確認を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そ

のような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公

共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないとは判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社SANKO MARKETING FOODSの2024年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社SANKO MARKETING FOODSが2024年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年9月27日

株式会社SANKO MARKETING FOODS

取締役会 御中

ひかり監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 野中 泰弘

指定社員
業務執行社員

公認会計士 川添 晶子

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社SANKO MARKETING FOODSの2023年7月1日から2024年6月30日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SANKO MARKETING FOODSの2024年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する経営者による判断の検討

会社は、「総合型居酒屋」への需要が減少したこと、及び新型コロナウイルス感染症拡大の時期において、主力事業である都心部の店舗を一気に閉店し、新たな事業の柱を構築しに行ったことにより、継続して営業損失を計上している。これにより、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク 継続企業の前提に関する重要事象等について」に記載のとおり、会社は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認識している。

当該事項に関し、監査上の主要な検討事項の決定理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（継続企業の前提に関する経営者による判断の検討）と実質的に同一の内容であるため、記載を省略している。

固定資産の減損の兆候及び認識の判定
<p>会社は、当事業年度末の貸借対照表上、有形固定資産460百万円、無形固定資産7百万円を計上しており、総資産2,024百万円の23.1%を占めている。</p> <p>連結財務諸表の【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、店舗閉鎖の意思決定が行われた場合または営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである場合等に減損損失を認識すべきと判定する場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額しており、会社は当事業年度において、減損損失を28百万円計上している。</p> <p>当該事項に関し、監査上の主要な検討事項の決定理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（株SANKO MARKETING FOODSの固定資産の減損の兆候及び認識の判定）と実質的に同一の内容であるため、記載を省略している。</p>

関係会社への投融資の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当事業年度末の貸借対照表上、関係会社株式を210百万円、関係会社貸付金（長期及び短期）を235百万円計上しており、総資産2,024百万円の22.0%を占めている。</p> <p>【注記事項】（重要な会計方針）1．有価証券の評価基準及び評価方法に記載のとおり、関係会社株式の評価基準及び評価方法として、移動平均法による原価法を採用している。また、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、関係会社への投融資については、実質価額が著しく低下した場合には、関係会社株式の実質価額の回復可能性及び関係会社貸付金の回収可能性を勘案し、相当の減損処理及び関係会社貸付金に対する貸倒引当金を計上しており、会社は当事業年度において、関係会社貸倒引当金繰入額を38百万円計上している。</p> <p>関係会社株式及び関係会社貸付金は金額的重要性が高いこと、また、実質価額が著しく低下した場合に行う回復可能性及び回収可能性の評価は経営者による主観的な判断を伴うため、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社への投融資の評価を検討するに当たり、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係会社への投融資の評価プロセスに係る内部統制を評価した。 ・取締役会議事録の閲覧、経営者等への質問、財務分析により財政状態の悪化している関係会社の有無を確認した。 ・関係会社株式の実質価額の回復可能性の検討に用いる事業計画について、当事業年度を含む過去の実績と比較するとともに、事業計画に含まれる仮定について経営者にヒアリングし、不確実性の程度及び見積りの合理性を評価した。 ・事業計画の不確実性を加味した感応度分析を実施し、回復可能性の判断への影響を検討した。 ・実質価額が著しく低下している関係会社株式について、回復可能性が認められるかどうか、また、関係会社貸付金の回収可能性を勘案した貸倒引当金が適切に計上されているかどうかを検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要

がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年2月13日

株式会社SANKO MARKETING FOODS

取締役会 御中

ひかり監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野 中 泰 弘指定社員
業務執行社員 公認会計士 川 添 晶 子

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社SANKO MARKETING FOODSの2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2024年7月1日から2024年12月31日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SANKO MARKETING FOODS及び連結子会社の2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。